

将来にわたり安全安心な医療制度の提供を求める意見書

現在、我が国においては、人口減少や少子高齢化の急速な進行に加え、国民の医療や介護に対するニーズが多様化・高度化する中、将来にわたって、国民が安心して良質な医療や介護サービスを受けることができる体制の確保が求められている。

こうした中、令和6年度診療報酬改定について、診療報酬全体をマイナス改定とすることが適当であるとされ、診療所の報酬単価については、経常利益率が全産業やサービス産業と比較して同程度となるよう、5.5%程度引き下げるとされた。その上で、現場従事者の処遇改善に向けて、毎年生じる単価増・収入増を原資とすることを基本としつつ、利益剰余金の活用、強化される賃上げ税制の活用、その他賃上げ実績に応じた報酬上の加算措置を検討すべきことが示された。

医療を安定して提供するためには、物価高騰・賃金上昇等や、病床を持たないクリニックや診療所と救急なども担う地域基幹病院などの実情を踏まえ、適正な診療報酬の設定が必要であり、その確保が図られることで、医師・看護師等の人材を含め、地域に必要なサービス提供体制が整備され、国民の安全で安心な生活を支えることが可能となる。

2024年度の全国44国立大学病院の経常損益は計285億円の赤字（速報値）と過去最大であり、全国の病院で作る6団体が、昨年の診療報酬改定後の6月から11月の経営状態を緊急調査した結果は、経常利益で赤字の病院が61.2%（有効回答数1731病院）と2023年の50.8%から拡大したと発表された。

本市においても医療連携・集約化の流れの中、地域で安心して産み育てられる医療を守る泉大津市立周産期小児医療センターと泉大津急性期メディカルセンターを市立病院とし、前述の厳しい経営条件下で維持に努めている。

よって、国においては、人生100年時代を迎える中、将来にわたり、国民誰もが幸福な生活を送るために、必要な医療を安心して受けられるよう、以下の措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 診療報酬の改定に当たっては、地域医療全体の持続可能性が担保できるよう講じること。
2. 持続可能な社会保障の確立に向け、適切な財源確保の措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年9月29日

泉 大 津 市 議 会

送付先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣